

定 款

一般財団法人さんそ財団

一般財団法人さんそ財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人さんそ財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県安来市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高圧ガスの化学教育・利用促進をはかり、あわせて地域の文化と暮らしのための事業に対して助成し、もって地域生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスに関する化学教育・利用促進、及び保安に対する支援
- (2) 地域の保安・防災活動に対する支援
- (3) 地域の環境保全活動に対する支援
- (4) 地域の医療活動に対する支援
- (5) 地域の文化・芸術・歴史的価値の保護および管理に対する支援
- (6) 地域振興事業に対する支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために評議員会で基本財産とすることを決議した不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号、第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号、第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。うち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

4 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

5 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員は、理事の定数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、理事1名、事務局1名及び外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。
 - (1) 当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む）
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議委員会がそれぞれ推薦することができる。
- 4 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 8 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も合わせて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- 10 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその配偶者・3親等内の親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

（評議員の任期）

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 寄附行為、定款の変更
- (7) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第16条1項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 各理事について次の(1)から(6)に該当する理事の合計数が理事の総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。
 - (1) その理事の配偶者
 - (2) その理事の3親等内の親族
 - (3) その理事の内縁関係者
 - (4) その理事の個人的な使用人
 - (5) 上記(1)から(4)以外の者で、その理事から受ける金銭等によって生計を維持している者
 - (6) 上記(3)から(5)の者の配偶者又は3親等内の親族で、(3)から(5)の者と生計を一にする者
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事(配偶者・3親等内の親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(配偶者・3親等内親族その他特殊の関係がある者を含む)並びに使用人を兼ねることができない。
- 5 監事は、相互に親族その他の特殊の関係を有しないこと。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（損害賠償責任の免除）

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は感じであった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項について理事会の決議は、理事総数（現在数）の3分の2をもって行う。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 重要な財産(基本財産を含む)の処分及び譲受け
- (4) 借入金（一定の短期借入金を除く）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に意義を述べたときはこの限りでない。

4 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

5 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(株式等についての権利行使の制限)

第39条 財団は、財団に対し寄付をした人又はその親族が役員となっている会社の株式等の寄付を受けた場合にあっては、株式の議決権を行使するときは、あらかじめ理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

- 2 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 事務局その他

（事務局）

第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

（委任）

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則 平成25年4月1日 制定
平成30年6月7日 改訂